

【重要】

広島県、山口県及び沖縄県を対象として、令和4年1月9日から1月31日までの、まん延防止等重点措置が実施されることとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針の内容を踏まえつつ、各専門学校等におかれては、引き続き、感染対策の徹底と生徒の学修機会の確保を両立する工夫等をお願いします。

事 務 連 絡
令和4年1月7日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和4年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年1月9日から1月31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。学校の取扱いに係る記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について（周知）」（令和3年11月19日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）について、変更された基本的対処方針並びに「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付け3文科教第650号）及び「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について（周知）」（令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）等において示した留意事項を踏まえ、生徒の学

修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようご指導をお願いします。

また、令和4年度専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）入学者選抜の実施については、基本的対処方針において「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」となっています。各都道府県等におかれては、専門学校入学者選抜については、不要不急に該当しない重要な機会であることから、「令和4年度専門学校入学者選抜について」（令和3年6月4日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度専門学校入学者選抜の実施について」（令和3年12月28日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）においてお示ししている感染症対策を踏まえ、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、試験場における衛生管理体制の構築及び受験機会の確保の徹底に遺漏のないようご指導をお願いします。

加えて、部活動等の課外活動や学校外での活動における感染リスクの高まる場面での対策については、新たな変異株による感染が拡大していることを踏まえ、これまでお示ししてきた留意事項を改めて参照いただき、必要な対策を徹底いただくようお願いいたします。なお、まん延防止等重点措置区域に所在する専門学校等において、部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限緩和を行う場合には、これまでの事務連絡を参照の上、必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

（対処方針の内容について）

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040107.pdf

2. 学校の取扱いに関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（5）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求め
るのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学び
の保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス
感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、
大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等
による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する
(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠
隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学
生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感
染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底(緊
急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動におけ
る感染リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、ワクチン・検査パッ
ケージの適用等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活
動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学
生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等
学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用(部活動、各
種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。)や、中学校、
小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある
児童生徒(小学校4年生以上)への抗原簡易キットの活用を奨励する。
また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実
施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場
での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団
体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局
がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接
種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等
については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の
確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

3. 抗原簡易キットの活用に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(4) 検査

- ⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園 等
に対して、約 125 万回分の抗原簡易キットを配布し、発熱等の症状があ
る場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、
直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速や
かな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校4年生以上)を
対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛
み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。)に対する迅速な検査を実
施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の

軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。

(主な関連通知等)

- 「令和4年度専門学校入学者選抜について」(令和3年6月4日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210607-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- 「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」(令和3年9月30日付け3文科教第650号)

https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について」(令和3年11月19日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20211124-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- 「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留學生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)



- 「緊急事態措置区域及び重点措置区域での専門学校等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について」(令和3年11月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20211124-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915